



島根県報

平成19年 9月18日 (火)
第 1,915 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 1

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 1

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課) 2

告 示

島根県告示第762号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条の第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年11月27日農林水産省告示第1,480号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第763号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
松江市	平成13年度～19年度	16枚	1冊	魚瀬 地区	平成19年 9月 7日
松江市	平成17年度～19年度	13枚	1冊	手角 地区	平成19年 9月 7日
益田市	平成 9年度～19年度	21枚	1冊	飯田 2 - 1	平成19年 9月 7日
益田市	平成15年度～19年度	18枚	1冊	半田	平成19年 9月 7日
益田市	平成15年度～19年度	12枚	1冊	野入 - 1	平成19年 9月 7日
益田市	平成15年度～19年度	31枚	1冊	野入 - 2	平成19年 9月 7日

奥出雲町	平成17年度～19年度	30枚	2冊	大呂3	平成19年9月7日
奥出雲町	平成17年度～19年度	39枚	2冊	三成5	平成19年9月7日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成19年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成19年11月9日（金）

午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市長久町長久ハ7 - 1

島根県大田集合庁舎 4階大会議室1

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。

（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成19年10月2日（火）から平成19年10月22日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成19年10月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成19年11月27日（火）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852 - 22 - 5499）に照会すること。